



4足総副ガ収第229号
令和5年3月10日

足立区監査委員 様

足立区長 近藤 やよい

令和4年度定期監査（第三期）結果報告書の
指摘事項に対する措置事項について（回答）

令和5年1月25日付4足監発第1575号により提出された令和4年度定期監査（第三期）結果報告書の指摘事項に対して、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき通知いたします。

記

1 指摘事項

- （1）契約事務の適正な執行について〈住区推進課〉
- （2）行政財産目的外使用許可使用料の徴収について〈福祉管理課〉
- （3）施設の安全管理について〈高齢福祉課〉

2 措置内容

別紙「令和4年度 定期監査（第三期）結果報告・措置事項」のとおり

【担当】

ガバナンス担当部ガバナンス担当課

内線1351

令和4年度 定期監査（第三期）結果報告・措置事項

(1) 指摘事項

指 摘 事 項	措 置 事 項
<p>契約事務の適正な執行について</p> <p>契約事務規則第3条第2項により、130万円未満の工事については、契約事務を処理する権限が部長に委任されており、所管課は、その責任において適正に契約事務を執行することとされている。</p> <p>ところで、住区推進課の契約事務を監査したところ、予定価格合計399万8,500円の7件の工事契約（住区センター7か所の洋便器化工事）について、工事内容、契約請求決定日、履行期限が同一であることから1件の契約課契約とすべきであるにもかかわらず、分割して主管課契約を行っていたことを把握した。</p> <p>こうした取り扱いは、地方自治法、契約事務規則等に照らして不適切な事務処理であり、今後このような事務の執行が繰り返されることのないよう必要な改善措置を講じられたい。</p> <p style="text-align: right;">＜住区推進課＞</p>	<p>契約事務の適正な執行について</p> <p>1 事実関係</p> <p>住区センターの洋便器化工事について、工事内容、契約請求決定日、履行期限が同一である100万円未満の案件、7件の予定価格を合計すると399万8,500円であるため、契約課を通して1件の契約とすべきであるにもかかわらず、分割して主管課契約を行っていました。</p> <p>2 原因</p> <p>(1) 担当者の認識不足</p> <p>工事案件は住区センターごとに契約し、1か所の予定価格が130万円以上でなければ契約課契約としない、との誤った認識であったことが原因です。複数の住区センターの工事案件をまとめ、1件の契約課契約とすべきという認識がありませんでした。</p> <p>加えて、住区センターごとの契約とすれば、追加工事（扉を内開きから外開きへ変更等）が生じた場合、速やかに契約変更に対応できると認識していたことも原因です。</p> <p>(2) チェック体制の不備</p> <p>決裁の過程において、決定権者や決定関与者が同内容の工事案件をまとめて契約課契約とすることについて、チェックする仕組みがなかったことも原因の一つと考えます。</p> <p>3 改善措置・再発防止策</p>

令和4年度 定期監査（第三期）結果報告・措置事項

(1) 指摘事項

指 摘 事 項	措 置 事 項
<p>行政財産目的外使用許可使用料の徴収について</p> <p>足立区行政財産使用料条例第6条において、使用料は、行政財産の使用の許可を受けた者から、使用を開始する日までにその全額を徴収すること、また、同条ただし書きでは、区長等が特別の理由があると認めるときは納付すべき期限を別に指定し、又は分割して納付させることができると規定している。</p> <p>ところで、福祉管理課の使用料徴収に係る事務について監査したところ、以下のような不適切な処理が認められた。</p>	<p>(1) 年間工事計画の作成</p> <p>予算策定の段階で具体的に実施を予定している工事について、あらかじめ次年度の工事計画を作成し、工事内容、契約請求時期、工事完了時期（履行期限）、予定価格等を把握し、契約課契約の案件が発生しないか確認します。</p> <p>なお、確認する際は、住区推進課職員だけでなく、部庶務担当課の地域調整課にもチェックをお願いします。</p> <p>(2) 工事案件の管理の徹底</p> <p>年間の工事案件について、工事内容、契約請求時期、工事完了時期（履行期限）、予定価格等を管理する管理表（別紙）を作成し、決裁回付時にその管理表を添付することで、決定権者や決定関与者が今後実施予定の工事案件と突合し、契約課契約の工事案件が発生する可能性がないかチェックを徹底します。</p> <p style="text-align: right;">＜住区推進課＞</p> <p>行政財産目的外使用許可使用料の徴収について</p> <p>1 事実関係</p> <p>地域包括支援センター関原の施設上空を通過する特別架空送電線の行政財産目的外使用許可使用料について、足立区行政財産使用料条例第6条において、使用料を使用開始する日（令和4年4月1日）までに徴収すべきところ、使用開始後の令和4年9月に調定を行い、徴収しました。</p>

令和4年度 定期監査（第三期）結果報告・措置事項

(1) 指摘事項

指 摘 事 項	措 置 事 項
<p>施設上空を通過する特別架空送電線の行政財産目的外使用許可使用料について、分割による徴収計画に基づき令和4年度分の使用料を使用開始する日までに徴収すべきところ、特別な理由なく使用開始後の令和4年9月に調定を行い、徴収していた。</p> <p>使用料を徴収する前に使用させていたのは、本条例に反するものである。</p> <p>今後、このような事務の執行が繰り返されることのないよう必要な改善措置を講じられたい。</p> <p style="text-align: right;">＜福祉管理課＞</p> <p>施設の安全管理について</p> <p>高齢福祉課（以下「担当課」という。）は、介護保険事業者支援施設条例に基づき、介護保険事業者に対し長期的に区有施設を利用させ、その施設の修繕及び工事に関する事務を行っている。</p> <p>ところで、区有施設の修繕及び工事事務について監査したところ、以下のような不適切な処理が認められた。</p> <p>担当課は、特別養護老人ホーム中央本町杉の子園における建築基準法第12条に基づく定期点検を令和2年8月21日に実施した。非常用照明装置22か所について、不点灯であり器具または蓄電池</p>	<p>2 原因</p> <p>送電線について、事務引継ぎ書には「電柱と送電線」としか記載がなく、2種類の送電線があるという認識がなかった。このため、一方を収納していたことで事務が完了したものと思い、徴収が遅れてしまいました。</p> <p>3 再発防止策</p> <p>(1) 所管する行政財産の使用承認期間の一覧表を令和4年度末までに作成します。</p> <p>(2) 令和4年度中に送電線を含めすべての行政財産目的外使用許可に関する手続マニュアルを作成します。</p> <p>(3) リスク評価シートを活用した事務引継ぎと手続き完了チェックを行います。</p> <p style="text-align: right;">＜福祉管理課＞</p> <p>施設の安全管理について</p> <p>1 事実関係</p> <p>(1) 「足立区介護保険事業者支援施設条例」及び「足立区介護保険事業者支援施設（建物、設備等）の維持・管理及び修繕の費用負担についての基準」では、施設の附帯設備の小破修繕は事業者が実施し費用負担すると規定しているため、令和2年8月21日の点検直後に高齢福祉課から事業者に対し、非常用照明装置の蓄電池等の交換を口頭で指導しました。</p> <p>(2) その後、令和3年1月に高齢福祉課が事業者に状況を確認</p>

令和4年度 定期監査（第三期）結果報告・措置事項

(1) 指摘事項

指 摘 事 項	措 置 事 項
<p>の交換が必要であると指摘されたが、その工事は翌年の令和3年7月に行われていた。</p> <p>点検時に担当課が不良箇所の存在を認識しつつ、非常用照明装置の修繕を速やかに行わなかったことは、常時介護が必要な入所者が生活している施設を所有する区として安全管理に問題があると言わざるを得ない。</p> <p>今後このようなことが繰り返されないよう必要な改善措置を講じられたい。</p> <p style="text-align: right;">＜高齢福祉課＞</p>	<p>しましたが、不点灯の状態が是正されていませんでした。その際事業者から、不点灯箇所の蓄電池等への交換ではなく、全館のLED照明への交換の要望があったため、東部地区建設課に相談したところ、以下の指導を受けました。</p> <p>ア 事業者が要望する全館のLED照明への交換は、緊急に対応すべき状況ではない。</p> <p>イ 建築基準法第12条点検による不良箇所は、早急に是正しなければならない。高齢福祉課で不点灯箇所を先にLED照明に交換する工事を実施し、その他の箇所は計画的にLED化していくべきである。</p> <p>(3) これを受け、高齢福祉課が事業者と協議し、令和3年5月28日付で不良箇所のLED照明への交換工事を契約、7月23日に工事を実施しました。</p> <p>2 原因</p> <p>(1) 高齢福祉課は、関係条例等の規定に基づき、建築基準法第12条点検直後に修繕を事業者に指導しましたが、その後の状況確認は口頭で5か月後に1度行っただけであり、高齢福祉課で迅速な対応をせず修繕完了までに時間をかけすぎてしまいました。</p> <p>(2) 施設の利用者の安全を考えれば、事業者に対し、細やかに状況を確認しなければなりません。その上で、当時、新型コロナウイルス感染症対策や施設での原因不明の漏電対応等で余力がなかった事業者の状況を鑑み、迅速に高齢福祉課で是正計画を立てて対処すべきでした。</p>

令和4年度 定期監査（第三期）結果報告・措置事項

(1) 指摘事項

指 摘 事 項	措 置 事 項
	<p>3 是正措置・再発防止策</p> <p>(1) 今後、建築基準法第12条点検に関する指摘に対しては、直ちに施設営繕部に状況を報告・相談し是正してまいります。</p> <p>(2) 令和4年度から、事業者への指導は口頭ではなく文書により明確に行い、施設営繕部が作成した計画書・報告書を活用して、工事完了の確認を徹底しています。</p> <p style="text-align: right;"><高齢福祉課></p>

1 令和5年度工事計画

別紙

番号	工事件名	場所	工事内容	契約請求時期	工事完了時期	工種	予定価格	下見積業者
1	(例)床改修工事	〇〇住区センター	大広間の床の張替工事	5月	8月末日	内装	700,000	A社
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								

【参考】年間工事計画の案です。

2 工事契約管理表

1 工事案件一覧〔予定〕

番号	工事件名	場所	工事内容	契約請求時期	工事完了時期	工種	予定価格	下見積業者
例	高圧ケーブル改修	〇〇住区センター	自家用電気工作物関連	7月	8月31日	電気	1,000,000	A社
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								

2 工事案件一覧〔実績〕

番号	工事件名	場所	工事内容	契約請求日	履行期限	工種	契約決定金額	見積業者
例	高圧ケーブル改修	〇〇住区センター	自家用電気工作物関連	7月1日	8月31日	電気	900,000	A社、B社
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								

【参考】工事契約の管理表の案です。